

令和8年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	116

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	社会福祉総務
事業目的	市民生活の安定と地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の向上を図るための諸活動に対して直接的・間接的に支援を行う。 ○戦没者への追悼及び戦没者遺族に対する援護事務を行う。 ○福祉バスについて適正な管理及び運行を行う。 ○行旅死亡人について、法に基づき火葬及び官報掲載等を行う。 ○包括的な相談支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を実施する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員と連携した高齢者実態把握調査等の実施 ○福祉団体等の活動のために運行する福祉バス(2台)の運行管理業務の実施 ○地域福祉の推進を担う組織である犬山市社会福祉協議会の運営支援 ○世代や属性を問わず、複雑化・複合化した地域課題に対応するための重層的支援体制整備事業の実施 ○第2次犬山市地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施 ●主な予算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動委託料（民生委員・児童委員） 6,168千円 ○単位民生委員児童委員協議会活動費補助金 2,387千円 ○福祉バス運転業務委託料 12,124千円 ○犬山市社会福祉協議会運営費補助金 35,981千円 (災害ボランティアセンター等機能強化事業 国 500千円(上限額)) ○地域福祉計画実態調査業務委託料 4,058千円
事業の目標	民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、地域の福祉団体等と連携し、地域福祉の推進に努める。 福祉バスを安全・安心に利用できるようにする。 必要に応じて、法に基づいた行旅病人、死亡人への適正な対応を行う。 包括的相談支援事業など「重層的支援体制整備事業」を実施することで、制度の狭間にある人の支援を行う。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
社会福祉総務事務	2,184	218	0	118	1,848	85%
福祉基金積立金	3,500	0	0	3,500	0	0%
民生児童委員	16,782	7,862	0	0	8,920	53%
福祉バス管理	13,609	0	0	0	13,609	100%
社会福祉協議会	35,981	500	0	0	35,481	99%
行旅病人死亡人援護	808	808	0	0	0	0%
重層的支援体制整備	6,188	99	0	0	6,089	98%
合計	79,052	9,487	0	3,618	65,947	83%

令和8年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	3	1	生活保護総務費	154

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護総務
事業目的	生活困窮者に対する相談支援及び生活保護等を適正に実施する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 生活困窮者自立支援事業及び生活保護等業務を適正に実施するための事務等を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護等事業の適正実施のための事務等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医、中国残留邦人等支援相談員、就労支援員、相談支援員の適正配置 ・ 法令等に基づく適正な調査等の実施 ・ 医療扶助適正化のためのレセプト点検及び分析業務の実施 ○生活困窮者自立支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「くらし自立サポートセンター（市社会福祉協議会受託）」における包括相談の実施 ・ 住居確保給付金事業（家賃及び転居費用の支給）の実施 ・ 就労準備支援事業の実施 ●主な予算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医報償金 957千円 ・ 中国残留邦人支援相談員報償金 106千円（国 10/10） ・ 生活保護システム使用料 4,459千円 ・ 生活困窮者自立相談支援事業委託料 28,183千円 （包括的相談支援事業 国 3/4、地域づくり事業 国 1/2） ・ 住居確保給付金 1,935千円（国 3/4） ・ 就労体験協力委託料 168千円（国 2/3）
事業の目標	生活困窮者に対する相談支援及び生活保護等を適正に行い自立を促進する。

II：個別事業内訳

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
生活保護総務事務	10,793	2,457	0	0	8,336	77%
生活困窮者自立支援事業	30,700	17,783	0	0	12,917	42%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	41,493	20,240	0	0	21,253	51%

令和8年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	3	2	扶助費	156

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護等扶助
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に該当する中国残留邦人に対して生活保護法の例により、支援給付を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 国が定める保護の基準等に基づき、被保護者への保護又は被支援者への支援給付を行う。 ●主な事業内容 被保護者等に対して法に基づく扶助費の支給を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活扶助：衣食等日常生活の需要を満たすために必要なものや移送費について支給 2. 教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、給食費等必要なものについて支給 3. 住宅扶助：家賃や地代等及びその他住宅を維持する必要があるときに支給 4. 医療扶助：けがや病気の治療等や薬剤、治療材料、その他医療に必要なものを支給 5. 介護扶助：要介護又は要支援と認定された者が利用した介護サービスについて支給 6. 出産扶助：分べんの介助や分べん前後の処置等について支給 7. 生業扶助：生業に必要な器具や資材、技能習得又は就労のために必要なものについて支給 8. 葬祭扶助：検案、死体の運搬、火葬等葬祭に必要なものについて支給 9. 中国残留邦人等支援給付：中国残留邦人及びその配偶者に生活・住宅・医療費等を支給 10. 就労自立給付：就労による自立で生活保護が廃止された者に給付金を支給 11. 進学・就職準備給付：大学等に進学する者及び高校卒業後に就職する者に対して新生活立上げの費用として支給 ●主な予算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・生活扶助費 149,000千円 (国 3/4) ・住宅扶助費 77,129千円 (国 3/4) ・医療扶助費 334,832千円 (国 3/4)
事業の目標	生活保護法等に基づき被保護者等に対し、適正に扶助費の給付を実施する。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
生活保護等扶助	601,650	489,150	0	3,900	108,600	18%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	601,650	489,150	0	3,900	108,600	18%

令和8年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	4	1	災害救助費	156

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	災害援護
事業目的	災害により被害を受けた市民や市民の遺族に見舞金又は弔慰金を支給するとともに、災害援護資金の貸付を行うことにより生活の再建を支援することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○災害等発生後に速やかに被災された方に給付を行うとともに、必要な貸付を行う。 ○災害弔慰金及び災害障害見舞金を適正に支給するために災害弔慰金等支給審査会で必要な審査を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○暴風雨等の自然災害で死亡又は障害を受けた市民に対して災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給 ○災害弔慰金及び災害障害見舞金の適正支給のため災害弔慰金等支給審査会を開催 災害弔慰金等支給審査会委員報酬 ○自然災害により被害を受けた市民のうち、所得金額が一定の範囲内の人へ災害援護資金を貸付 ○自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給 ●主な予算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ○災害弔慰金等支給審査会委員報酬 36千円 ○被災者生活再建支援金 2千円 (県 1/2) ○災害貸付金 3,500千円 ○災害弔慰金 1千円
事業の目標	災害により被害を受けた市民や市民の遺族に速やかに見舞金又は弔慰金を支給する。必要に応じて災害援護資金の貸付を行い、市民の生活再建を支援する。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
災害援護	3,540	1	3,500	0	39	1%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	3,540	1	3,500	0	39	1%

令和8年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
11	1	1	元金	308

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	災害援護貸付金元金
事業目的	自然災害により被害を受けた市民に災害援護資金の貸付を行った時の元金を償還する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 自然災害により被害を受けた市民に対して、市が貸付けた災害援護資金のために起債した市債を償還する。 ●主な事業内容 災害援護貸付金を確保するために起債した市債の償還 ●主な予算の内訳 災害援護貸付金償還金 1千円
事業の目標	自然災害により被害を受けた市民に災害援護資金の貸付を行うために起債した市債を償還する。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
災害援護貸付金元金	1	0	0	1	0	0%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	1	0	0	1	0	0%